



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL
シドニー日本人国際学校

職場における安全衛生に 関する方針

職場における安全衛生に関する方針

概論：

シドニー日本人国際学校におけるすべての職員、児童生徒、保護者、請負業者、および来校者の健康、安全、および福祉は、最優先事項である。

本校は、「2011年労働安全衛生法(NSW)」および「2017年労働安全衛生規則(NSW)」を含む 現行の WHS 法およびガイドラインを遵守し、安全な学習・労働環境を提供する立場にある。学校運営が、実行可能な限り個人の健康と安全に対するリスクのない環境で行われるよう、適切な財源を費やして、充実した職場環境を確保できるよう取り組む。

さらに、職員にそれぞれの責任を認識させることにより、「安全文化」を育み、促進することを目指す。職員は、仕事における衛生・安全・福利に関する決定に携わることができるように、学校側と話し合いの機会が与えられる。

1. WHS（職場における安全衛生）における責任：

職場における安全衛生（WHS）は共通の責任であるが、主な義務は学校経営陣にある。WHS 法に基づき、学校経営陣や理事会メンバーなどの「PCBU(事業または受託業務を行う者)」の役員は、善管注意義務を果たすべき積極的な義務を負う。これは、学校がその WHS 義務を遵守することを確実にしなければならないことを意味する。加えて、すべての職員、児童生徒、保護者、ボランティア、来校者、および請負業者は、WHS 方針に従い、安全な環境の維持に貢献することが期待される。また、いかなる事故も報告することによって協力しなければならない。

学校管理職(PCBU)の責任：

PCBU の役員という主要な義務保持者として、学校経営陣は以下の事項を行うものとする：

- **コンプライアンスの確保：** すべての関連する健康安全法規との完全な整合性を維持する
- **リスクの軽減：** 合理的に実行可能な範囲で、職場の危険およびリスクを排除または最小限に抑える
- **システムの監督：** 事故、危険、およびリスクに関する情報を適時に受信、検討、および対応するための強固なプロセスを確立する
- **トレーニングと情報：** 職員に包括的な安全指示、トレーニング、および資源を提供し、保護者や来校者に安全要件が十分に通知されるようにする
- **監督：** すべての校内活動が安全に行われるよう、効果的な監督を実施する

- **コミュニケーション**：健康、安全、および福祉に関して、職員、児童生徒、および保護者との継続的な対話を促進する
- **支援と回復**：必要な個人用保護具（PPE）を提供し、負傷した職員のための職場復帰プログラムを維持する
- **教員への支援**：必要なトレーニングと資源を提供することにより、教員がその注意義務を果たせるように支援する

主任職員：

主任教諭は安全の連鎖における重要な繋ぎ役として、以下の事項を行うものとする：

- **安全導入**：教員、児童生徒、および来校する保護者が学校活動に安全に参加できるように、適切なトレーニングと情報を確実に受けられるようにする
- **基準の推進**：学校コミュニティ全体で健康安全基準を推進する
- **意見の反映（働きかけ）**：学校コミュニティが安全上の懸念を表明することを奨励し、これらが確実に学校経営陣に報告されるようにする
- **指導的支援**：教員がその注意義務を遂行するのを助けるため、安全プロトコルや資源へのアクセスを容易にする

教職員：

すべての職員は、以下のことが期待される：

- **積極的な参加**：WHSの取り組みに従事し、すべての学校活動において個人的および集団的な安全に責任を持つ
- **事故報告**：すべての危険または事故を、電子メールで学校エグゼクティブに速やかに報告する
- **手順の遵守**：確立された安全ガイドラインを遵守し、保護者や来校者が校内で学校のプロトコルに従うようにする
- **注意義務**：勤勉な児童生徒の監督と安全な学習環境の維持を通じて、注意義務を果たす

請負業者：

学校のために作業を行う請負業者は、以下の事項を行わなければならない：

- **法的遵守**：すべてのWHS法規および学校の内部安全方針を遵守する
- **指示の遵守**：学校職員から提供されるすべての安全指示に厳密に従う

保護者・ボランティア・訪問者：

安全なコミュニティを維持するために、保護者、ボランティア、および来校者は以下のことが期待される：

- **プロトコルの遵守**：学校の敷地内にいる間、または学校関連のイベント（送迎や遠足を含む）に参加している間、すべての健康安全方針を遵守する
- **危険の報告**：目撃した危険、事故、または安全でない状況について、直ちに学校職員に通知する
- **協力的な配慮**：自身の子供およびより広いコミュニティの安全を確保する規則に従うことで、学校の注意義務に貢献する

2. 協議に関する取り組み：

学校は、安全で健康的な職場を維持するために、すべての職員の積極的な関与が不可欠であると信じている。本校は、児童生徒、請負業者、および来校者の福祉を確保するための安全な業務慣行と手順の実施について、職員と協議することに取り組む。すべての状況と職場環境は、個別に評価され、個別の安全対策が確実に行われる。

教職員との協議は原則として以下の手順をふまえる

- **各部会**：保護者からの意見を含め、懸念事項への対処や健康安全について話し合い、さらにスクールライフコミティに提案する
- **スクールライフコミティ**：職員および児童生徒に関わる緊急性の低い WHS 事項に対処するための定期的な会議。議事録は、承認と指示のために **Escom** に提出されるものとする
- **WHS 委員会会議**（一学期に一回）：選ばれたメンバーが集まり、危険の改善および予防を確実にするため、すべての WHS 事項に対処するための定期的な会議。議事録は全職員に共有されるものとする
 - 委員会は 10 名で構成される
【マネージメント（校長・GM-議長・両教頭）、教員 3 名（両学級）、および事務職員（メンテナンス、渉外担当者とプロジェクトコーディネーター）】
- **Escom 会議**（毎週）：通常の学校事項に加え、WHS に関する緊急事項があれば、早急対応するため毎週提起される場合がある
- **全職員会議**：経営陣が WHS に関するあらゆる決定を共有する
- **保護者および来校者とのコミュニケーション**：保護者および来校者は、ニューズレター、保護者会、学校行事などの直接的なコミュニケーションチャンネルを通じて協議を受け、そこで WHS 情報が共有される

すべての職員は、WHS の実践を改善するために、これらの場に意見を提供し参加することが奨励される。

3. 注意義務

シドニー日本人国際学校は、すべての児童生徒、教職員、保護者、訪問者、請負業者やボランティアが校内にいる間、または学校関連の活動に参加している間、その安全

と福利を確保する法的小よび道徳的義務を負う。この注意義務は、安全な環境を提供し、危害や傷害から個人を保護するための合理的な措置を講じること小及ぶ。

注意義務には以下が含まる：

- 授業時間、遠足、学校での活動中、児童生徒に適切な監督を行うこと
- すべての教職員、請負業者、ボランティアが学校の安全手順を理解し、それに従うようにすること
- 建物、敷地、設備を含め、危険のない安全な物理的環境を維持すること
- 応急処置や緊急時の対応を含め、安全な実践方法について教職員や児童生徒にトレーニングや情報小よび設備を提供すること
- 事件、不慮の出来事、安全上の懸念が発生した場合、リスクを最小限に抑え、適切なケアを提供するために、迅速な行動を取ること

教員は、その役割の遂行において、児童生徒やその関係者があらかじめ予測できる危険から安全に守られるよう、合理的な注意、配慮、技能を行使する義務がある。

教員の注意義務

教員は、自身の監督下にあるすべての児童生徒の安全と福祉を確保する法的小よび道徳的義務を負う。この義務は、予見可能な害を防ぐためにすべての合理的な措置を講じ、安全な学習環境を維持することを要求する。この責任は、以下の領域を網羅する：

教員の注意義務は以下の通り：

- **児童生徒の監督：**教室での活動、校庭当番、遠足やスポーツなどの学校関連イベントを含め、常に適切かつ十分な監督を提供する
- **リスクの特定と管理：**教室小よび学校の敷地内における危険を積極的に特定する。教員は、リスクアセスメントを実施し、確立された安全ガイドラインに従い、保護具の正しい使用を徹底しなければならない
- **安全な行動の促進：**児童生徒が安全規則を理解し遵守するようにする。教員は、すべての学校活動中に事故や負傷を防ぐため、安全な行動を強化する責任を負う
- **事故対応：**事故、負傷、または病気が発生した場合に、迅速に行動する。これには、応急処置の実施、医療支援の要請、小よび学校の手順に従った **Sentral** システムへの事象の記録が含まれる
- **課外小よび学外の責任：**注意義務を、学校が主催する遠足、キャンプ、小よび外部イベントにまで拡大する。これには、適切な監督比率の維持、小よび学校敷地外での児童生徒による安全プロトコルの遵守の徹底が含まれる
- **包括的な安全：**安全プロトコルを適応させ、必要な個別の支援を提供することにより、特別なニーズを持つ児童生徒を含むすべての児童生徒にとって環境が安全であることを確保する

- **専門的能力**：継続的な専門能力開発およびトレーニングセッションを通じて、WHS の責任に関する最新の理解を維持する

4. 心理社会的危険の管理

学校は、ストレス、いじめ、過度な業務負担、およびハラスメントなどのリスクを積極的に特定し管理することにより、学校コミュニティの精神的な健康を守ることに取り組む。

心理社会的ハザードの特定と管理

本校は、以下を通じて心理的健康への予防的アプローチを実施する：

- **リスクアセスメント**：ストレス要因を特定し改善計画を策定するために、少なくとも年1回の正式なリスクアセスメントまたは職員アンケートを実施する
- **文化的基準**：尊重、チームワーク、および業務量に関するオープンなコミュニケーションを中心とした肯定的な環境を育む
- **運用の公平性**：公平な業務量、明確な役制定義、定期的な休憩、および健全なワークライフバランスを確保する
- **環境の維持**：認知的な疲労やストレスに寄与する騒音、照明、設備などの物理的要因を定期的に見直す

予防措置

学校は以下を行う：

- 業務量やストレスに関するオープンなコミュニケーションを奨励する
- 少なくとも年一回、正式なリスクアセスメントまたは職員サーベイを実施し、その結果にも基づいて改善計画を策定する
- 尊敬とチームワークが促進される、前向きな職場文化を育成する
- 教職員の業務量が妥当かつ公平であるようにする。役割の不明確さを避け、定期的な見直しを実施する
- 教職員に定期的な休憩を与え、ワークライフバランスを奨励する
- 作業環境（騒音、照明、旧式の機器など）を定期的に見直す

心理社会的問題への対応

心理社会的な問題が報告された場合、学校は以下の対応を行う：

- **調査**：いじめ、ハラスメント、または過度な仕事関連のストレスに関するすべての申し立てを速やかに調査する。
- **保護**：報告者を報復やさらなる害から保護するために、直ちに措置を講じる。
- **解決**：必要に応じて、支援、調停、または懲戒処分を実施する。保護措置には、プロセス中の暫定的な配置転換、報告ラインの変更、または加害者とされる人物の隔離が含まれる場合がある。
- **システムの再検討**：再発を防止するために、事故後の業務慣行を調整する。

説明責任

- **主要な責任**：校長が、心理社会的ハザードの管理に関する全体的な説明責任を負う
- **実務上の執行**：日常的な管理および監視は、人事および WHS 委員会に委任される

6. 第三者提供者との危機管理

学校は、第三者提供者（例えば、契約業者や遠足の主催者など）が健康と安全を確保するためにすべての合理的な措置を講じるようにしなければならない。

これには以下が含まれる

a) 提供者を選定において：

- 職員を含む提供者の知識と資格を確認・評価する
- 提供者の WHS 方針とリスクアセスメントを確認する
- 実施されている安全手順とトレーニング体制を理解する
- 提供者の安全実績を評価する

b) 提供者と協力において：

- 請負業者に関するいかなる懸念事項にも速やかに対処する
- 高リスクの活動については、学校は文書を確認し、助言を求めるべきである

学校とその提供者は義務を共有するため、学校はその WHS 責任を委譲することはできない。各状況を慎重に検討し、請負業者管理手順を整えておくことが重要である。

7. 職場の安全な業務慣行：

本校は、職員、児童生徒、保護者、請負業者、ボランティアおよび来校者のために、安全な労働および学習環境を維持することに取り組む。学校の現在実施している安全作業慣行に従い、学校は以下を引き続き徹底する：

- **緊急事態への備え**：校内にいるすべての教職員・個人は、火災訓練、ブッシュファイヤー避難、ロックダウンの手順を含む緊急時の手順に精通してなければならない
- **定期的な職場点検**：潜在的な危険を特定し、WHS 基準に準拠しているか、環境の定期的な検査と評価を実施する
- **体系的な事故報告**：すべての事故、不慮の出来事、負傷、および病気は、適切なフォローアップと改善策を確実にするために、Sentral システムに記録されなければならない。

- **情報の普及**：全職員、児童生徒を含むすべての関係者に最新の WHS 情報を提供し、安全方針と手順を周知徹底する
- **危険物の表示と標識**：職員および児童生徒が実験用化学物質などの職場の危険を認識できるように、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」による表示と明確な標識を利用する。
- **義務的な点検および検査**：以下の点検・検査を有資格者の専門家により実施しなければならない：
 - **電気安全**：テスト・アンド・タグ点検・・・毎年、免許を持つ電気技師による
 - **火災安全**：消防用設備点検・・・毎年、有資格の検査官による
 - **化学物質の安全**：化学物質のチェック・・・每学期、理科教員による
 - **樹木の安全**：樹木点検・・・少なくとも2年に1回、有資格の樹木医による

8. 事故報告の手順

事故が発生した場合、全員の安全を確保し、法的義務に準拠するために、体系化された手順に従うことが最も重要である。

この過程は以下を含む：

危険の特定とリスクアセスメント：

- **予防的管理**：事故が発生する前に防ぐため、危険は継続的に特定され、リスクは評価されなければならない
- **事故後の分析**：いかなる事象の後も、寄与因子を特定し再発防止のための是正措置を実施するために、リスクを再評価しなければならない

通知すべき事故：

NSW 州の法律に基づき、特定の事象は当局（SafeWork NSW）に報告されなければならない。

- **重大な負傷または病気**：重大な害をもたらす、または生命に差し迫った脅威を与えるあらゆる事故。
- **危険な事故**：実際の負傷が発生しなくても、個人を重大なリスクにさらす「ヒヤリハット」事象。
- **化学物質の危険**：有害な化学物質または毒性物質の制御不能な放出を伴い、即時の封じ込めと専門的な対応を必要とする事故

報告の手順

1. **即時通知**：安全が確保され次第、直ちに校内責任者（校長・GM または教頭）に事故を報告する。
2. **初期リスクアセスメント**：継続的な危険がさらなる脅威をもたらすかどうかを判断するため、直ちに評価を実施する。
3. **現場保全**：通知対象事故については、責任者は（応急処置の提供やエリアの安全確保を除き）検査官が到着するか指示が出るまで、現場が乱されないようにしなければならない。請負業者に関するいかなる懸念事項にも速やかに対処する
4. **事故の記録**：事故の性質、関与した人員、および講じられた即時の措置に関する包括的な詳細を提供し、Sentral システムに事象を記録する。
5. **フォローアップのアクション**：必要な安全改善を実施し、影響を受けた当事者に更新情報を伝え、記録された解決をもってケースが正式に終了するようにする

カウンセリングと福祉支援

本校は、早期介入とレジリエンスを奨励する。すべての児童生徒、保護者、および職員は、スクールカウンセラーの佐藤かおる氏（eastsidecounselling@gmail.com）にアクセスできる。これは、個人的および職業的な福祉の両方を支援し、職場でのパフォーマンスを最大限に高めるために、すべての職員が利用できる無料のサービス（最大5セッションまで）である。

References:

- Work Health and Safety Act 2011(NSW)
- Work Health and Safety Regulations 2011 (NSW)
- Workers Compensation Act 1987 (NSW)
- Workers Compensation and Injury Management Act 1998(NSW)
- Work Health and Safety (Managing Psychosocial Hazards at Work) Code of Practice 2024